

# 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針

令和4年11月改定

泉南市

## 【目 次】

はじめに

1. 使用料・手数料設定に関する基本的な考え方
2. 使用料・手数料とは
3. 受益者負担のあり方
4. 原価（コスト）及び改定額の算定
5. 改定額の設定
6. その他調整事項

## はじめに

使用料・手数料の料金設定にあたっては、利用する方と利用しない方の立場を考慮した「市民負担の公平性」を踏まえることが必要であり、受益者負担が必要な行政サービスを対象に適切な負担を求めるため、平成 15 年 10 月から全庁的な料金改定を実施し、以降 4 年毎に見直しを実施することとしました。

平成 27 年 1 月に、すべての地方公共団体において統一的な基準による地方公会計の整備について、総務省から要請されたことに伴い、平成 28 年度決算分より統一的な基準による財務書類を作成することとなりました。これにより、固定資産台帳が整備されたため、市の保有する固定資産の減価償却費の把握ができるようになり、使用料算定における受益者負担の検討に活用できるようになったことから、今回の見直しでは、固定資産台帳の減価償却費を用いて使用料算定の考え方を整理しました。

受益者に適切な負担を求めることで、市民負担の公平性を図っていくものであり、今後とも時代に見合った受益者負担の適正化となるよう、必要に応じ見直しを行います。

また、条例に規定されていない使用料・手数料に準じる雑入についても、上記の趣旨を踏まえ、4 年毎に見直しを行い、必要に応じて改定を行います。

## 1. 使用料・手数料設定に関する基本的な考え方

### (1) 受益者負担の原則

地方自治体が提供する行政サービスの中には、特定の人に対して特に利益が生じるものがあります。たとえば、住民基本台帳を整備・管理することは市町村の義務ですが、住民票の写しを交付することは、交付を請求した人へののみ利益が発生すると考えられます。このような場合、行政サービスの受益者が適正に費用を負担せず市民全体の税金で費用を負担すると、受益者が市民全体の負担で特別の利益を得る一方で、それ以外の市民は費用のみを負担して利益を享受できないという不公平が生じてしまいます。

このような、特定の人に対する行政サービスの受益者は応分の費用を負担すべきという考えを受益者負担の原則といい、これを使用料・手数料の設定に関する基本原則とします。

### (2) 算定方法の明確化

受益者負担の原則に基づいて受益者に応分に負担を求めるためには、その理解を得るために透明性と公平性を確保する必要があります。そこで施設利用や役務の提供に係る原価（コスト）を明らかにし、原価と受益者負担に基づく統一的な料金の算出方法を定めます。

### (3) 経費節減、サービス向上の取組

受益者負担の考えのもとでは、人件費や維持管理経費が原価計算の基礎となることから、市は可能な限り業務の見直しや効率化により経費節減を進め、原価の削減を図ります。合わせて、利用満足度を高めることにより利用者を増加させ、収入増を図ります。

### (4) 定期的・継続的な見直しの実施

市民ニーズや社会情勢の変化により、行政サービスの提供方法やそれに要する経費等にも変化が生じることが想定されるため、使用料・手数料の見直しは定期的に行われる必要があります。原則として4年毎に使用料・手数料全体の見直しを実施することとします。また、定期的な見直し以外にも、法律や府内統一基準額の改正など必要が生じた場合には随時見直しを行います。なお、急激な社会情勢等の変化があった場合については、その都度見直します。

ただし、指定管理者制度導入施設に係る使用料の見直しについては、指定の更改期にあわせて実施することとしています。

また、本方針についても、必要に応じて適宜見直しを行います。

## 2. 使用料・手数料とは

### (1) 使用料・手数料の定義

使用料とは、地方公共団体の行政財産の使用又は公の施設の利用の対価として、その使用者又は利用者から徴収する金銭のことで（地方自治法第 225 条）、道路・河川占用料、公営住宅使用料、文化ホール使用料等があります。

手数料とは、特定の者に対してその事務に要する費用を徴する金銭のことで（地方自治法第 227 条）、戸籍謄抄本交付手数料、納税証明手数料等があります。

### (2) 見直しの対象とする使用料・手数料

原則として全ての使用料・手数料を見直しの対象とし、新たに設定する使用料・手数料についても本方針に基づいて料金の検討を行います。ただし、本方針に定める原価計算に基づく料金設定を行うことが適切でないと考えられる以下のものについては、別の方法により料金設定を行います。

#### 【見直しの対象外】

##### ①政令に定めのあるもの

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」により標準額が定められている手数料については、特段の事情がない限り政令に従うものとします。

(例) 戸籍謄抄本交付手数料、自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査手数料

##### ②対象とすべき経費が存在しないもの

土地や建物の貸付料としての性格が強い使用料は、本来の施設提供の目的外使用である場合が多く、原価となるべき経費がそもそも存在しないことから、土地や建物の価値や市場における同種の取引の状況を参考にすると、貸付料の算定方法に準じるように料金を設定します。

(例) 道路占用料、行政財産目的外使用料

##### ③公営企業に関するもの

地方公営企業である下水道事業会計は、地方公営企業法の規定により公共性と経済性を発揮しながら独立した運営を求められていることから、長期的な管理運営・経営計画に基づき料金を設定することとします。

(例) 下水道使用料

##### ④その他、別の基準により定められているもの

大阪府の条例に準拠して料金を設定しているもの等、別の基準により料金を定めているものについては、原価計算に基づく料金設定の対象外とします。

(例) 屋外広告物法に基づき申請に対する許可手数料、各老人集会場使用料

### 3. 受益者負担のあり方

市が行う行政サービスを性質別に分類し、施設の維持管理やサービスの提供にかかる原価（コスト）を明確にした上で、受益者負担のあり方、つまり、利用者に負担を求める割合と市税等により全体として市民に広く負担をお願いする割合を設定し、料金を改定することとしています。

#### (1) 使用料

市が提供する行政サービスは、道路、公園等のように市民の日常生活に必要で、市場原理によっては提供されにくいサービスから、テニスコートのように特定の住民が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで多岐にわたっています。このため、市が提供する行政サービスを性質別に分類し、その分類ごとに「公費負担（市が負担）」と「受益者負担（利用者が負担）」の割合を以下のとおり設定します。

#### サービスを利用する対象者による区分

- ・日常生活上、ほとんどの人が必要とするサービス
- ・個人によって必要性が異なるサービス

#### サービスの性質による区分

- ・民間では提供されにくく、行政が中心に提供するサービス
- ・民間でも提供されており、行政と民間が競合するサービス

#### ○使用料等の公費・受益者負担（区分）基準

受益者負担割合	内 容	具 体 的 事 例
	・全市民が対象であり、広く地域の連帯、健康の増進や文化的生活に寄与するサービス	小学校・中学校・道路・公園・図書館
	・全市民が対象であるが、利用が特定されるサービス	
	・全市民が対象で必要に応じて利用でき、広く地域の連帯に寄与するサービス ・民間等との競合性もあるサービス	市営住宅・火葬場・幼稚園・留守家庭児童会・老人集会場
	・特定の市民が対象であり、健康の増進や文化的生活に寄与するサービス ・民間等との競合的なサービス	公民館・青少年の森・市民体育館・文化ホール・テニスコート・総合福祉センター（附属施設）
	・特定の市民が対象であり、利用も特定されるサービス ・民間等と競合するサービス ・公営企業的なサービス	道路占用・河川占用 公園占用・店舗 駐車場・学校施設（グラウンド・体育館）

## **(2) 手数料**

手数料については、受益者からその役務の提供のために要する費用を負担していただくものであり、受益者負担率は100%を原則とします。

なお、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」等に定められているものは、これらに基づいて設定しています。

## 4. 原価（コスト）及び改定額の算定

### （１）使用料

#### ①原価（コスト）の対象となる経費

適正な使用料の料金設定にあたっては、施設の利用等に要する原価（コスト）を算定する必要があり、使用料の対象となる経費を以下のとおりとします。

- （ア）経常的維持管理経費（消耗品費、光熱水費、委託料、保険料、維持修繕費等の積上げ）
- （イ）減価償却費（固定資産台帳に基づき、建物及び物品の減価償却費を計上）
- （ウ）施設の管理に係る人件費（使用申請の受付、許可、使用料の徴収、保守委託料等の契約事務等）

#### ②原価（コスト）の算定

使用料の原価（コスト）の算定については、算出された年間経費を全体面積（事務室含む、共用部分除く）で除し、貸出対象面積を乗じることにより貸出部分のコストを求め、年間使用可能時間等で除し、1時間当たりのコストを求めた上で、貸出時間に応じたコストを算出します。（※会議室、ホールなど貸室ごとにコストを算出します。）

年間経費＝経常的維持管理経費＋減価償却費＋人件費

原価（コスト）

$$= \text{年間経費} \times \frac{\text{貸出対象面積}}{\text{全体面積}} \div \text{利用可能時間} \div \text{年間（目標）稼働率} \quad ※$$

※年間（目標）稼働率は50%に設定。ただし、稼働率が50%を超えるときは実稼働率

※前記の方法により原価算定を行うことが適当でないものがある場合は、受益者負担の原則に則った適正な方法により原価計算を行います。

#### ③使用料（改定予定額）の算定

$$\text{使用料（改定予定額）} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$$

※受益者負担割合については、前述の標準的な受益者負担の考え方、行政サービスの性質別分類参照

## (2) 手数料

### ①原価（コスト）の対象となる経費

適正な手数料の料金設定にあたっては、手数料の対象となるサービス提供に要する原価（コスト）を算定する必要があり、手数料の対象となる経費を以下のとおりとします。

(ア) 役務の提供にかかる人件費

(イ) 申請書用紙等の作成にかかる経費（消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料等の積上げ）

### ②原価（コスト）の算定

手数料の原価（コスト）の算定については、処理時間に1分間あたりの人件費を乗じたものに1件あたりの作成等に係る経費を加えてコストを算出します。

原価（コスト）

= 1件あたりの処理に係る人件費 + 1件あたりの作成経費

※前記の方法により原価算定を行うことが適当でないものがある場合は、受益者負担の原則に則った適正な方法により原価計算を行います。

### ③手数料（改定予定額）の算定

手数料（改定予定額） = 原価（コスト）×受益者負担割合（100%）

※手数料については、受益者からその役務の提供のために要する費用を負担していただくものであり、受益者負担率は100%を原則とします。

## 5. 改定額の設定

### (1) 改定の対象

使用料・手数料の適正な水準を維持するためには、理論上の適正価格（改定予定額）と現行の料金を比較し、乖離がある場合、その乖離を是正する改定を行う必要があります。しかし、ごくわずかな乖離に基づき頻繁に改定を行うことや、大きな乖離が生じるまで改定を見合わせ、後に大幅な改定を行うことはいずれも好ましいことではありません。こうしたことから、理論上の適正対価と現行の料金を比較し、一定の基準を上回っているものを改定の対象とします。

使用料・手数料の額	現行料金との乖離基準
500 円未満	10%
500 円以上	50 円

### (2) 料金改定の単位

利用者の利便性及び窓口での料金取扱い事務の効率性等を勘案し、料金改定の単位は以下のとおりとし、算定料金に単位未満の端数がある場合は切り捨てることとします。ただし、個別の事情に応じて改定単位を変更する必要がある場合はこの限りではありません。

使用料・手数料の額	改定の単位
100 円未満	1 円
100 円以上 1,000 円未満	10 円
1,000 円以上	100 円

### (3) 激変緩和措置

前述した方法により使用料・手数料を算定した結果、現行の水準を大幅に上回ることになれば、利用者にとって大きな負担となり、施設の利用者が激減することや、市民生活に大きな支障となる事態が発生することも考えられます。

このため、使用料・手数料の改定にあたっては、改定後の使用料・手数料が急激に変化することがないように、原則として、改定の上限については現行料金の 1.2 倍を限度（現行料金が 500 円以下の場合は 1.5 倍を限度）とします。

## 6. その他調整事項

### (1) 近隣自治体及び市場価格との均衡

使用料・手数料の改定にあたっては、原則として前述した方法により算定することとしますが、近隣自治体、同種の民間施設などの状況を踏まえ、必要な調整を行います。

### (2) 新規の料金設定

新規の料金設定については、市類似料金、近隣自治体、同種の民間施設などの料金設定方法も踏まえながら、適正な料金設定を行います。

### (3) 市外利用者等の取扱い

市外の人や営利目的利用者が公共施設を利用した場合の使用料について、割り増すことができることとします。ただし、これらの割増については、利用状況や稼働率などを考慮した上で慎重に検討します。

### (4) 利用者の利便性向上の目的を有する使用料等の取扱い

公共の福祉の観点から、公的個人認証サービスの使用などサービス利用者の利便性向上を目的とする料金の取扱いについては、原価に基づく水準を参考としつつ、当該目的を達成するために必要と考えられる水準を勘案して料金を設定するものとします。

### (5) 料金設定の例外

行政目的の達成に向けて、政策的な視点で額の調整を図るほか、場合によっては現行料金を改定しない場合もあります。